

議案第16号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する協議について、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村 和平

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

第 11 条第 1 項中「副広域連合長 1 人」を「副広域連合長 2 人」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。

(審議資料)

現在 1 人に規定されている副広域連合長を安定的な制度運営を行うため 2 人に変更することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるもの。